

## 議案第 13 号

### 西尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案反対討論

議席番号 28 番 鈴木 規 子

私は、議案第 13 号、西尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案反対の立場で討論いたします。

この改正案は、いわゆる地域手当の支給割合を高めるというものであります。地域手当は、各市町によって、支給率に違いがあり、さらに、その財政力によって加算される場合もあります。西三河各市で比較するならば、安城市の国が示す支給割合は 6.0%ですが、12.0%を支給しており、岡崎市では 6.0%のところを 8.0%の支給としています。碧南市では、国の支給割合の 6.0%通りの支給となっています。ちなみに、合併前の 3 町では、地域手当自体がありませんでした。

さて、本市については、「100 分の 8」を「100 分の 9.5」に加算するなどとされています。私も、人事院勧告による調整であることは承知していますし、一定の勘案は必要でもありましょう。

しかし、今回、私が反対するのは、本市の置かれた状況が理由であります。

委員会質疑では、近隣市との均衡を考慮したとのことでした。であるならば、近隣市との財政状況も比較すべきではありませんか。

市では、安城市との比較が得意で、しばしば、引き合いに出されますが、26 年度決算では、安城市の積立金現在高 295 億円、市債総額は 178 億円です。すなわち、借金は西尾市の半分以下、貯金は 4 倍なのです。(西尾市：積立金 70 億円、市債 379 億円) 単純に、均衡を考慮するなどと言える数字ではありませんまい。

さらに、今議会では、327 億円。税込では 360 億円という債務負担行為が問題となっています。もし、このまま議案が通るならば、財政の逼迫はさらに拍車がかかり、市民サービスのカットに繋がります。市民の中には、今回の「西尾市方式」PFI で、市長はじめ職員の仕事が軽くなるのだから、市長、職員の給料は大幅にカットすべきだと主張する人さえ多くあります。

支給割合の影響額は、27 年度数値で、およそ 1 億 7500 万円の増といたします。市では、今後の職員数の削減は難しい。団塊の世代の退職もピークを過ぎ、新規採用もゼロにはできないとの見解です。であるならば、どこで辛抱していただくかではないか。私はそう考えます。民に先んじて憂い、民に後れて楽しむは、市長、議員はもちろん、公僕たる職員にとっても同じではないでしょうか。

以上の理由から、私は、困難な時期にあっては、市民と共に歩む職員であることを求めて、原案に対する反対討論といたします。